

## 開成町立園・学校教職員の働き方改革に関する方針

### 本方針策定の趣旨等

近年の社会環境の急激な変化に伴い、学校・教員を取り巻く環境は複雑化・困難化・多様化してきており、求められる役割も拡大している。神奈川県では、平成29年度に実施された県立学校及び指定都市を除く市町村立学校教員の勤務実態調査を実施し、いずれの校種においても看過できない教員の長時間勤務の実態が明らかとなった。

また、平成29年12月に「県立学校教員の働き方改革にかかる懇話会」を設置し、意見を求めた。こうした調査結果や意見、国の動向等を踏まえながら、平成30年3月に「神奈川の教員の働き方改革に関する当面の方策について」が取りまとめられた。加えて、平成30年4月には、神奈川の教員の働き方改革検討協議会が設置され検討が進められた。翌年3月には、神奈川の教員の働き方改革に向けた意見（最終まとめ）が取りまとめられ、令和元年10月に「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」が示された。

一方、国においては、平成31年1月25日に中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が文部科学省に提出され、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」、同年3月には「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」が文部科学省より発出され、各教育委員会の実情に応じた取組を進めることが求められた。

こうした県、国の動向を受け、開成町教育委員会では、国の方策に則り、県の指針を参考に、本方針を策定した。

本方針では、平成30年7月に策定し、令和2年4月に改定施行する「開成町立学校に係る部活動の方針」とともに適切な取組を進めることとする。

### 1 学校の働き方改革の実現に向けた取組

#### (1) 目標

- 在校等時間（時間外勤務）を、1ヶ月あたり45時間、1年あたり360時間以内
- 年次休暇取得日数を15日以上
- 開成町立学校に係る部活動の方針の遵守

#### (2) 勤務時間について

ア 規則等で定める勤務時間を超える在校等時間（時間外勤務）が、1ヶ月あたり45時間、1年あたり360時間を超えないようにする。

- イ 年次休暇一人あたりの取得日数の年平均 15 日以上を促進する。
- ウ 勤務時間の客観的な把握と適正な勤務時間の見直しのために、必要な措置を講じる。
- エ 学校閉庁日を夏季休業期間は、8 月 13 日～15 日の 3 日間、冬季休業期間は、12 月 28 日と 1 月 4 日の 2 日間の計 5 日間を基本として当分の間、試行する。なお、学校閉庁日試行における取組については、部活動の活動計画、学校施設開放の情報を各種団体等と共有するようにする。
- オ 各学校において、「ノー残業デー」や「定時退出デー」などを設定し、長時間勤務の改善に活かす。
- カ 各学校において、行事や会議のさらなる精選を行い、実施内容の成果や課題等について情報を共有し、改善に活かす。

※在校等時間とは、「超勤 4 項目」以外の業務を行う時間も含めて、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。

具体的には、「超勤 4 項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に以下①を加え、②、③を除いた時間とする。

#### 基本とする時間

- 在校している時間

#### 加える時間

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

#### 除く時間

- ②勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ③休憩時間

### (3) 学校における業務改善（業務の役割分担・適正化）

- ア 学校に依頼する調査や照会、町主催の会議等について、整理統合や精選等を行う。
- イ コミュニティースクールの機能を強化し、地域と学校の連携・協働や家庭との連携、地域ボランティア等の活用をさらに促すことで業務改善を進める。
- ウ 教員の標準業務の見直しについて、県教育委員会作成の標準モデルを基に、業務の適正化が図られるようにする。
- エ 学校における個別業務の役割分担及び適正化は、教育委員会が主体的に行うべきものと、学校が行うべきものに整理したうえで、各取組を実施する。
- オ 校務支援システムや ICT 機器の整備と、より効果的な活用（各種書類等のデータ化等）による業務軽減を行う。
- カ 勤務時間外に園・学校にかかってきた電話については、原則、留守番応答対応とし、翌日以降の勤務時間中の対応を基本とする。
- キ 学校事務職員の担っている事務量等について、「学校事務共同実施推進協議会」を活用し、業務改善を進める。

#### (4) 教員の意識改革

- ア 各学校において、働き方改革の視点を盛り込んだ学校経営計画の策定をする。
- イ 業務の効率化や働き方改革に関する研修の情報提供などを行い、教員のタイムマネジメントに関する意識改革を推進する。
- ウ 管理職による勤務時間の把握を徹底し、教員に対し適切な指導・支援を行う。
- エ 町校長・園長会における学校業務の精選、適正化等の情報交換、共有を積極的に行い、教員の意識改革の推進につなげる。

#### (5) 人員体制について

- ア スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を図るとともに、臨床心理士や教育指導指導員等の専門スタッフの継続配置を図る。
- イ 福祉課や児童相談所、警察等の関係機関との連携・協働を促進する。
- ウ 特別支援学級の学校生活支援員等の継続配置を図る。

#### (6) 労働安全衛生管理について

- ア 労働安全衛生管理体制の充実に努めるとともに、管理職に対し、学校教職員衛生委員会や産業医の活用方法を周知し、教員の健康管理や職場環境の改善に向けて産業医と管理職の連携を促進する。
- イ ストレスチェックの意義について管理職の理解を深め、教員に対する受検促進を図るとともに、教員のストレスチェックを継続し、メンタルヘルスのケアを推進する。
- ウ 公立学校共済組合において実施している電話やWebによる無料相談窓口等について、教員が積極的に活用できるように周知する。
- エ 初任者の教職員については、夏季休業を活用し、町産業医による健康相談を実施する。

#### (7) その他

- ア 各学校においては、「カリキュラム・マネジメント」の推進の観点から教育課程の運用を見直すなど、効果的、効率的で持続可能な業務計画の作成を促進し、業務の適正化を図る。
- イ 学校閉庁日の試行や勤務時間外の留守番応答対応をはじめとする学校の働き方改革の取組について、保護者や地域への理解を得るよう周知に努める。

## 2 取組の検証

本方針に示す町立学校の働き方改革の実現に向けた取組については、適宜取組状況を把握し、検証するとともにその結果を踏まえて、必要な改善を図っていくものとする。